

第 1 回 私的独占事件

I インテル事件（インテル(株)に対する勧告 平成 17 年 3 月 8 日）

1. 事実の概要

インテルが、国内 PC メーカー 5 社に対して、MSS を最大化することを目標にして、①MSS を 100% 又は 90% にする、②生産数量の比較的多いシリーズにインテル製 CPU を 100% 採用する、のいずれかの条件でリベートを供与する行為が、排除型私的独占に当たるとされ、排除措置命令が行われた事案である。

(MSS : PC メーカーが製造販売する PC に搭載する CPU のうち、インテル製 CPU が占める割合をいう。)

2. 公取委の判断

(1) 排他的リベートの供与

取引の相手方に対し、自己の商品をどの程度取り扱っているか等を条件とすることにより、競争品の取扱を制限する効果を有するリベートを供与する行為は、排他的取引と同様の機能を有する。

① リベートを供与する基準

取引先の達成可能な範囲内で高い水準に設定されている場合は、行為者の商品を競争品よりも優先的に取り扱わせる機能が強く働く。また、取引先ごとに基準が設定されている場合は、行為者は、自らの商品を競争品よりも優先的に取り扱わせる機能が最も強く働くように、取引先の個別事情に応じて基準を設定することができる。このようにして、リベートを供与する基準は、競争品の取扱を制限する効果が高くなる。

② リベートの遡及性

取引数量等の全体についてリベートが供与される場合は、行為者の商品を競争品よりも優先的に取り扱わせる機能が強く働き、競争品の取扱を制限する効果が高くなる。

(2) 他に代わり得る取引先を容易に見出すことができない競争者の事業活動を困難にさせる

取引の相手方に対し、自己の競争者との取引を禁止し、又は制限することを取引の条件とする行為は、排他行為に該当し得る。

① 市場全体の状況

平成 12 年ころ以降、PC 製造販売業者の競争が激化したことから、国内 PC メーカーは、インテル製 CPU を購入するに当たって、割戻金又は MDF と称する資金の提供を強く望んでいる状況にあった。

② 行為者の市場における地位

- ・ 平成 15 年におけるインテル製 CPU の、CPU 国内総販売数量に占める割合は約 89% であった。
- ・ インテル製 CPU は、PC 購入者間に広く認知され、強いブランド力を有している。
- ・ 国内 PC メーカーに、高性能の商品を安定的に供給している。

③ 競争者の市場における地位・シェア

平成 12 年から 14 年にかけて、競争者である日本 AMD は、同社製 CPU を安価で販売し、CPU 国内総販売数量の割合は約 17% から約 22% に増加した。

日本 AMD 及びトランスメタの CPU 販売数量について、CPU 国内総販売数量に占める割合は、平成 14 年の約 24% から平成 15 年には約 11% に減少している。

(3) 競争の実質的制限

独禁法 2 条 5 項「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の意義。

市場支配的状态が形成・維持・強化されていれば、現実には価格の引上げ等が行われない場合であっても、競争を実質的に制限すると認められる。

① 行為者の地位及び競争者の状況

行為者の市場シェアが大きく第 1 位の事業者である場合や、行為者の市場シェアと競争者の市場シェアとの格差が大きい場合は、行為者の取引対象商品の価格引上げに対する競争者の牽制力は弱くなると考えられることから、競争を実質的に制限していると判断されやすい。

② 潜在的競争圧力

行為者が取引対象商品の価格を引き上げても、一定期間に他の事業者が新たに参入する可能性が低い場合は、行為者が価格等がある程度自由に左右することが可能となることから、競争を実質的に制限していると判断されやすい。

潜在的な競争圧力が十分働いているか否かについては、制度上の参入障壁の程度、実態面での参入障壁の程度、参入者の商品と行為者の商品との代替性の程度を総合的に考慮して、一定期間に他の事業者が新たに参入する可能性が、行為者が価格等がある程度自由に左右することを妨げる要因になり得るか否か判断される。

3. 疑問点・問題提起

①インテルの行為を受けてもなお、AMD 等は価格競争が可能であったのではないか。

国内パソコンメーカーでインテルの CPU を搭載しない割合が 23%であれば、その範囲内で競争があったのではないか。

別紙勧告書 6 頁 2(1)カッコ内に示すように、5 社に対するインテルの CPU 販売量が CPU 国内総販売数量に占める割合の 77%であったとして排除型私的独占とされたが、この数値が 95%であっても、残りの 5%の中で競争が成り立ち得るのではないか。

②MSS を 100%或いは 90%とすることを「条件として」といえる場合には、排他的取引の категорияに入る。排他的取引と認定される場合には、一定の取引分野を画定する。しかし、本件の場合には、パソコンメーカーはインテルとの取引をゼロにすることはできない状況があったのであるから、取引をゼロにすることも可能であったのに、取引を継続したことにより排除措置となる場合とは異なる対応・特別な配慮をする余地があったのではないか。

(別紙勧告書 6 頁(6)ア)

③市場の画定を大口パソコンメーカー5社の 77% (別紙勧告書 6 頁下段)のみでなく、全体を市場として画定する方法もあったのではないか。

④国内パソコンメーカーにとっては、CPU をインテルのみから購入する (必要がある) 部分があり、それ以外の部分については抱き合わせが問題となるのではないか。

4. 議論・まとめ

- ・ 「条件として」といえない場合には、コスト割れ販売の category に入る。インテルのリベートを差し引いた実質対価が、インテルにとってコスト割れ販売になるかを審査する。ここでコスト割れでないとの判断がなされれば違反とはならない。コスト割れと認定される場合には、一定の取引分野を画定する。この「条件として」がキーポイントとなる。本件の場合には、「条件として」との認定があったことから、コスト割れについての検討の必

要がなかったわけである。

- ・ 排他的取引に当たるリベートについては、ガイドライン 14～15 頁に示すように、リベートの水準、リベートを供与する基準、リベートの累進度、リベートの遡及性等の基準で見て判断する。インテル事件に関しては、ガイドラインに記していることを総合勘案し、或いは、別紙勧告書 6 頁(6)アに示すように、インテルと取引せざるを得なかった状況をも含めて総合勘案し、前記の基準を満たしたと判断されたものである。
- ・ 本件は、平成 17 年の事件であり、仮に本件が近時に起こった事件であれば、77%だけで市場を画定するか、或いは全体で市場を画定するかで、インテルに課される課徴金額は大きく異なる。かりに全体で市場画定をしたならば、残りの 23%の部分も課徴金の対象となる。
- ・ インテルは、HP で「公取委の事実認定、法律適用を一切認めない」旨を発表した上で、公取委とは一切争わず、勧告審決を応諾した。AMD がインテルに対する勧告審決が出た後で、日本国内で民事訴訟を提起したため、インテルは、民事訴訟においてこの勧告審決における公取委の事実認定や法律判断が前提事実にならないようにしたと思われる。
- ・ インテルについては、アメリカ及び EU においても事件となっており、詳細は把握していないが、本件と同様に「条件として」に該当するか否かが争点となり、したがって、排他的取引に当たるのかコスト割れ販売として判断するのかが争点となっていると思われる。
- ・ この事件における公取委による市場画定は、別紙勧告書 8 頁に記載する、「国内パソコンメーカー向けの CPU の販売分野」とされており、この「CPU」は別紙勧告書 4 頁において「x 8 6 系セントラル・プロセッシング・ユニット」と定義されていると考えられることから、MAC の CPU はここには含まれないと考えられる。アメリカの事件でも、同様であり、逆にマイクロソフトの事件でも「x 8 6 系 CPU の上で動く OS」という形で市場画定がなされており、「ウインテル」という一つの世界ができていることを前提として市場を画定している。
- ・ 別紙伊永解説 (NBL No.926) では、「不当な取引制限、価格協定、談合においては、合意があれば、一定の取引分野の画定は比較的容易であるが、市場独占については容易でないこともある」とされている。カルテルは、競争者がいないからカルテルを行うのであろうとの推定則があると思われる。しかし、私的独占については、そのような推定ができない点が、この解説で述べている「不明確」な点である。

II JASRAC 事件 (社団法人日本音楽著作権協会に対する排除措置命令 平成 21 年 2 月 27 日)

1. 事実の概要

JASRAC は、放送事業者から徴収する放送等使用料について、放送等利用割合が当該放送等使用料に反映されない包括徴収方法を採用している。当該放送事業者が JASRAC 以外の管理事業者にも放送等使用料を支払う場合には、当該放送事業者が負担する放送等使用料の総額がその分だけ増額することとなるために、当該放送等事業者は、他の管理事業者の管理楽曲を利用しない状況にあり、JASRAC 以外の管理事業者は、放送等利用に係る管理事業を営むことが困難となっている。このような状況は、JASRAC が他の管理事業者の事業活動を排除することにより、公共の利益に反して、国内の放送事業者に対する放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾

分野における競争を実質的に制限していると判断された。

2. 疑問点、問題提起

- ①レコード業界においては、使用時間に応じて何割かの使用料を徴収するとの規約がある。仮に、このような方法を JASRAC に強制的に採用させた場合に、コストの面も合わせて、社会的に受入れ可能な方法であるのか。また、このような方法を JASRAC が採用した場合には、他の事業者の参入が容易になるのかどうか。
- ②今回の事案は、有名楽曲を管理委託されたイーライセンスなどの参入が困難な状況があったことも一因として問題とされたのか。
- ③公取委は、平成 15 年 3 月 31 日の「デジタルコンテンツと競争政策に関する研究会」報告書を援用して問題点を指摘しているが、このような報告書がなかった場合には、公取委がどのような対応をするのか、或いは何の行動も起こさないのかどうか。
- ④管理事業を営む者は、平成 13 年 10 月以降、著作権等管理事業法の規定に基づき、文化庁長官の登録を受け、管理委託契約約款及び使用料規程を文化庁長官に届け出ることにより管理事業を営むことになっているが、文化庁で認めた事業活動について公取委が違反行為と認定したことについて、整合性はあるのか。
- ⑤本件は係争中であるが、JASRAC の立場に立った場合に、どのように反論しうるのか。

3. 議論・まとめ

- ・ JASRAC が包括的徴収方法を維持した点について、ユーザーの立場においては包括的な方法は管理が容易でコスト面で有利であること、著作権者側にとってはできる限り利用されることが広報的な面もあって好ましいことなど、利用者サイド及び委託者サイド双方の事情を考慮したことが理由の一つとして挙げられるであろう。しかし、使用料は下げるべきであったのではないかと（別紙「社団法人日本音楽著作権協会に対する排除措置命令について」5 頁中段）。
- ・ 本件では、利用割合を使用料に反映させていないことが問題となったが、利用割合を反映させないままに使用料を下げたとしても、参入はなかったのではないかと考え得る。
- ・ JASRAC が著作権者等に支払う料率は、JASRAC が半年に 1 回 1～2 週間のみモニタリングすることによって決定するが、JASRAC が放送事業者から収受する使用料について、JASRAC の料率のみで他の管理事業者との割合は算定されていないことが問題となる。
- ・ 排除行為が行われ、競争の実質的制限となり違反となる。競争の実質的制限は、価格を制限・左右できることが要件となっているため、JASRAC は使用料の減額をしなかったことが、競争の実質的制限の認定に関係したと思われる。今後、JASRAC が審判で争い審決が出た後、高裁判決、最高裁判決等で明確になるものと思われる。
- ・ JASRAC が当然に継続して行ってきた包括的徴収方法に対して、突然に違反とするのは、公取委による不意打ちと考え得る。仮に、技術革新によって個別徴収の方法も合理的になってきたのに、未だ包括的徴収を継続している場合には、不意打ちとはなりにくい。

JASRAC が継続してきた行為について、被害を受けたとする者の申立によって公取委は当該行為に対する措置の必要性を認識したのであれば、不意打ちとはいえないのではないか。

- ・ JASRAC が行ったとされる排除行為とは何か、裏返せば、公取委はどのような内容の審決を下すことが予想可能なのか。問題となった包括的徴収方法が、現状においてはコストその他の面で効率的であるならば、正当化事由になり得るのではないか。しかし、その方法が業界で慣行となっている行為であることを理由として正当化することはできない。
- ・ ガイドラインでは、排除型私的独占の典型を 4 つ挙げている。公取委の考え方としては、4 つの行為以外でも違反と判断する可能性があると思われているものと思われるが、事業者側の立場からすると、ガイドラインに示されていない行為に基づいて違反とされることへの疑問は起こり得る。
- ・ 公取委が適法と考える、JASRAC の取るべき行為とは何か。現状では、JASRAC は東京高裁に 1 億円を供託して、現在の行為を継続していることを公表している。
- ・ 本件命令は平成 21 年 2 月 27 日に出され、JASRAC は現在も問題となった行為を継続している。排除型私的独占に対する課徴金賦課の施行は 22 年 1 月 1 日であるので、それ以降の問題行為に対しては、審決・判決により、公取委は自動的に課徴金を賦課することになるのかどうか（本件の場合に、審決・判決が数年後に確定して、公取委が JASRAC に課徴金を賦課することになるのかどうか）が問題となる。ただし、数年後に確定する審決・判決は、21 年 2 月 27 日時点での違反行為に対する判断であることから、課徴金賦課の対象となるか否かは疑問の余地がある。
- ・ JASRAC は、事実上、違反とされる行為を現在も継続中であり、審決・判決が確定した時点において、公取委が新たに調査して新しい事案として命令を下すことはあり得る。ただし、JASRAC は 21 年中に東京高裁から執行免除を受けたうえで行為を継続しているのであり、それでもなお課徴金を賦課し得るのかどうか問題となる。
- ・ 著作権管理事業法の規定に不適切な部分がある場合には、変更命令等の規定があるのかどうか、ある場合に、競争法の観点を文化庁が考えることになっているのかどうか。NTT 事件における電気通信事業法においては、1 条の目的において競争政策に関して規定している。

以 上